

いじめ防止等対策の取り組みについて

香川高等専門学校(高松)

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和6年4月に、全教職員を対象に「いじめに関する理解チェック」と称しいじめ理解度アンケートを実施し、意識啓発を行った。	「いじめに関する理解チェック」で受講者の確認およびいじめに対する理解度の確認をいじめ対策委員会にて行い、加えて、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を整備している。	-
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	年7回いじめ対策委員会を実施し、情報共有や基本計画の見直し等を行った。	引き続き定期的に開催する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	6月に事例検討会、11月にFD研修会「事例から学ぶ学生指導」を実施した。	引き続き定期的に開催する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	令和6年4月に、全教職員を対象に「いじめに関する理解チェック」と称しいじめ理解度アンケートを実施し、その中で周知した。	定期的な周知を行い学校いじめ対策委員会の目的と役割および組織的対応の重要性を定着させる。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	令和6年4月に、全教職員を対象に「いじめに関する理解チェック」と称しいじめ理解度アンケートを実施し、その中で周知した。また、学校HPに掲載した。	引き続き実施する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学級担任のしおり(全教員対象)に「いじめやいじめの芽を発見した場合はいじめ防止対策推進法にのっとり、速やかに、いじめ防止対策室長(学生主事)又は室員(寮務主事、学生主事補、寮務主事補、学生相談室長)に報告する。」と記載している。	教科担当や担任がいじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、早期に学生主事・学生相談室・保健室等への情報提供を依頼し、組織的に対応する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	香川高等専門学校いじめ防止等基本計画に重大事態の定義を明記し、グループウェアやホームページで周知している。また同計画で「事実関係を把握するための調査」について学生小委員会、キャンパスいじめ対策委員会、学校いじめ対策委員会の役割を明記している。	引き続き学内グループウェアやホームページで周知する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	サイボウズを使用した関係者による共有活動を実施している。	引き続き日常的な情報共有を行う。	-
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和6年度第7回いじめ対策委員会において令和6年度の取り組みを議論し、令和7年度のプログラムに反映させた。	年度末に議論し、翌年度の計画に反映させた。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生主事、学生相談室及び寮務主事所掌で年6回実施した。関係教職員で共有した。	引き続き実施する。	令和6年4月、6月、7月、10月、11月2回実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	スクールカウンセラーをいじめ防止対策室の構成員としており、香川高等専門学校いじめ防止等基本計画において、その役割を明確にしている。守秘義務に反しない範囲で、いじめ防止に必要な情報を関係教職員間で共有した。	引き続き実施する。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	自殺予防研修の一環で実施した。	引き続き研修を実施する。	令和6年7月、11月実施済
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	年に2回実施した学生主事作成のいじめを把握するためのアンケートにおいて、いじめの定義を周知した。	学生生活アンケートにおいて、いじめの定義も併せて周知した。	令和6年7月、11月実施済
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	学生会メンバーがいじめ防止ポスターを作成し、教室に掲示した。	引き続き学生の主体的な取組がされるような働きかけを行う。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	入学者説明会において入学者と保護者に対していじめ防止体制の資料を配布した。また、いじめ防止の取り組みについてホームページに掲載し、周知した。	入学者説明会において「香川高等専門学校いじめ防止体制について」を掲載した入学のしおりに配付し、いじめに関する本校の取り組み及びいじめ連絡窓口を周知した。	令和7年3月実施済
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、被害者、加害者及びその保護者等に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	引き続き実施する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	昨年度から外部評価委員会を隔年開催としたため、令和6年度は内容説明を実施できていないが、連携・協力体制を築いている。	外部評価委員会を開催する予定。 外部評価委員会が開催されない年度は外部の有識者にいじめ防止等基本計画や取組の内容を説明し、意見を聴く機会を設ける予定。 令和8年度以降の四国地区高専による相互評価の実施について検討を開始した。	令和8年2月に外部評価委員会開催予定
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	警察と連携して対応する体制ができています。令和6年度にはいじめの事案がなかったが、それ以外の事案で連携した。	事案に応じて、警察等と情報共有を行っている。	-